

令和6年度
生駒市複合型コミュニティ
支援補助金募集要項

事前相談期間

【継続事業】

令和6年3月1日（金）～令和6年3月15日（金）

【新規事業】

令和6年3月15日（金）～令和6年3月29日（金）

令和6年度
生駒市
地域コミュニティ推進課

1. 目的

生駒市複合型コミュニティ支援補助金は、地域課題の解決、日常的な外出機会の創出、地域における役割の創出、住民相互の顔の見える関係の構築、多世代交流等を目的とした複合型コミュニティ（まちのえき）の構築に向け、自治会をはじめとする多様な主体（以下「市民活動団体」という。）が新たに取り組む活動を応援する補助金です。

地域の皆さんから地域づくりの事業提案を受けて、補助対象団体と生駒市が目的を共有しながら、それぞれの役割と責任に基づき協働して事業を実施することにより、「地域住民中心の地域づくり」の推進をめざし、補助対象団体に対し「生駒市複合型コミュニティ支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき補助金を交付するものです。

2. 複合型コミュニティ（まちのえき）とは

複合型コミュニティ（まちのえき）とは、地域住民の生活圏において、地域の子どもや高齢者はもちろん、子育て中の人や働く現役世代の人、地域内外の企業、NPO 等の市民団体など、あらゆる主体がそれぞれの役割と相互に関わる場と機会を持ち、時には参加者として、時には企画・運営者としてコミュニティに参画することで、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる地域交流拠点のことです。

3. 補助金の対象となる事業

地域住民が主体となり、地域の生活課題やその実情に応じて、集会所や公園等の地域交流拠点において新たに行う定期的な事業（概ね月に1回以上の実施が見込める事業）であり、異なる活動を同時又は連続して実施することで複合型コミュニティ（まちのえき）の構築につながる事業。

◆令和2～5年度の間で、12拠点での取組が生まれています。具体的な事業モデルの詳細は事例集（別紙）をご覧下さい。

4. 事業の要件等

事前相談を経て申請していただいた事業については、市担当課にて書類審査を行い、下記の採択基準に基づき、予算の範囲内において交付決定します。

採択基準

審査項目	内 容		判 定
①基本的な考え方 (前提要件)	事業内容が補助金の趣旨に合致しているか		適・否
②企画提案の内容	(1) 地域性・新規性	地域の課題や実情が具体的であり、それらを踏まえた新たな事業となっているか	適・否
	(2) 拠点性	集会所や公園など、特定の場所で実施される事業となっているか	適・否
	(3) 定期性	概ね月に1回以上の実施が見込める定期的な事業となっているか	優・良・可・否
	(4) 多様性	多様な活動を同時または連続して実施する事業となっているか	優・良・可・否
③将来性	補助終了後の資金計画等が具体的であり、持続可能な事業となっているか		優・良・可

◆前提要件

1. 交付要綱の要件を満たしていること。
2. 法令等に違反していないこと。
3. 提案内容が陳情や要望でないこと。
4. 生駒市や国、奈良県あるいは他市町村の補助または委託の対象となっていること。
5. 特定の団体の運営を主な内容とした事業でないこと。
6. 事業実施を伴わない調査・研究事業でないこと。
7. 事前相談を行っていること。

◆交付決定における優先基準（1→2の順に判定します）

1. 事業の多様性…審査項目②一(4)
より多様な活動を同時又は連続して行う事業を優先的に交付決定します。
2. 事業の実施頻度…審査項目②一(3)
より活動頻度の高い事業を優先的に交付決定します。

5. 補助金の対象とならない事業

次のような事業は補助対象となりませんのでご注意ください。

対象とならない事業	対象とならない事業例
交付決定時期より前に着手している事業	交付決定については、「12. 応募から事業完了までの流れ」をご覧ください。
物品の購入や施設整備のみを目的とした事業	<ul style="list-style-type: none">・地域所有の古い設備の改修・撤去・住民への物品配布のみを行う事業
多様な活動が同時又は連続して実施されていない事業	<ul style="list-style-type: none">・開催日時が分断された活動を束ねた事業・単一の活動のみを実施する事業
拠点での活動を一切伴わない事業	<ul style="list-style-type: none">・ホームページの作成等、情報発信のみを目的とした活動
同一の目的を持つ定期的な活動を伴わない事業	<ul style="list-style-type: none">・年に数回（2～3回）の単発イベントを開催する事業

※上記以外にも、補助金の趣旨に沿わないと判断される事業は対象外となります。

ただし、既に地域に定着した活動となっている運動会、お祭り、自治会など、地域清掃などの事業、及び市や県、国の補助金の交付を受けている事業は対象となりません。

6. 事業の実施期限

事業の実施期限は本年度内です。交付決定されてから、令和7年3月31日までに完了するものとします。

7. 補助金

交付決定された事業を提出いただいた市民活動団体には、交付要綱に基づき、補助金を交付します。

原則、補助金額は1つの複合型コミュニティ（まちのえき）につき、初年度に限り補助対象経費の10分の10に相当する額とし、上限額は50万円です。ただし、翌年度以降継続する場合、翌年度の補助金の額は補助対象経費の3分の2に相当する額、翌々年度の補助金の額は補助対象経費の3分の1に相当する額とし、各年度50万円（全年度合計100万円）を限度とする。

交付する補助金は、千円未満は切捨てとします。

初年度	翌年度	翌々年度
上限50万円 補助率10/10	上限50万円 補助率2/3	上限50万円 補助率1/3
上限100万円		

申請内容を変更する場合は、予め変更交付申請書（様式第7号）を提出し、変更交付決定を受けてください。

また、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算請求書（様式第16号）を提出してください。

なお、計画された全ての補助事業の完了の日から起算して30日以内、又は事業の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第11号）と添付書類を提出してください。その際、当該事業に係る累計参加者数の報告をお願いします。

◆対象となる経費

項目	内容
報償費（※1）	事業実施のためのボランティアや外部講師等に係る謝金
旅費	先進地視察等に係る費用
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷や報告書などの印刷製本費
燃料費	事業の実施に係る燃料費
消耗品費	活動に必要な単価2万円（税抜）未満の文具、日用品や原材料費
通信運搬費	事業実施に係るはがき・郵送代・インターネット回線料等
保険料	ボランティア保険・行事保険料
委託料	団体では実施が困難な事務の委託料
使用料 及び賃借料	事業実施に係る使用料及び賃借料
備品購入費 （※2）	事業実施に必要不可欠と認められる単価2万円（税抜）以上の物品・機器購入費
その他	事業実施に必要な上記以外の経費

◆主な補助対象外経費

- （1）団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費

- (2) 消耗品費のうち飲食費（事業に要する茶菓代）は消費者負担が原則であり、補助対象外となります。
- (3) 事業実施に必要不可欠とは認められない備品購入費
(例) 必要以上に高性能または高価な物品・機器など

◆補助対象経費に関する注意事項

補助対象経費となるのは、「交付決定通知」があった日以降から「事業完了日」までに行う事業です。その期間以外に支出した経費は全て補助対象外となります。

- (※1) 事業実施のためのボランティアに係る経費について、補助対象となるのは一人につき1日最大500円までとします。その他外部講師等に係る謝金については、交付要綱の別表第2（講演会等講師謝礼基準）に準ずることとします。
- (※2) 拠点整備に係る費用（備品購入費や工事費等）については、最小の経費で最大の効果を発揮するもののみ対象となります。ただし、交付額は補助金交付金額の2分の1以内です。なお、備品購入費を含む申請については、付帯事項等の条件付きとなる場合があります。

8. 補助金の対象となる団体

この要項の趣旨に賛同し、自主的に取り組む市民活動団体とし、当面の間は生駒市自治連合会に属する自治会とします。ただし、当事業を実施するにあたり市が作成する地域住民アンケートにより、地域内の課題やニーズの把握・分析を行っている自治会に限ります。

（2つ以上の市民活動団体による合同申請も可）

- ※同一の申請者が同じ年度内に補助金の交付を受けられるのは1回限りです。
- ※同一の申請者に対する補助金の交付回数は連続する3回までとします。

◆「まちのえきネットワーク会議」について

情報提供や課題・成果の共有、団体間の交流などを目的とした「まちのえきネットワーク会議」の開催を年数回予定しています。行政の各部署や団体間の連携を図り、公民一体となってまちのえきの活性化を図るためのものですので、可能な限りご参加ください。

9. 提案事業の募集

1. 事前相談【必須】

【継続事業】

令和6年3月1日（金）～令和6年3月15日（金）

【新規事業】

令和6年3月15日（金）～令和6年3月29日（金）

2. 募集期間 【継続事業】

令和6年3月18日（月）～令和6年3月29日（金）

【新規事業】

令和6年4月1日（月）～令和6年4月12日（金）

3. 担当窓口 生駒市地域活力創生部

地域コミュニティ推進課 地域コミュニティ推進係

〒630-0288

生駒市東新町8番38号

電話：0743-74-1111（内2061）

FAX：0743-74-9100

E-mail：shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp

10. 必要な書類の提出

応募する市民活動団体は、募集期間内に、次の関係書類を地域コミュニティ推進課へ持参、若しくは郵送（各締切日の消印有効）で提出してください。

※ただし、持参の場合は土・日・祝日を除く、受付時間は午前8時30分～午後5時15分

※募集要項等は、市HPからダウンロードが出来ますのでご利用下さい。

◎生駒市複合型コミュニティ支援補助金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）

- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・実施団体概要書（様式第4号）
- ・その他関係書類（参考様式1、購入予定品の見積書など）

11. 応募から事業完了までの流れ

【継続事業の場合】

令和6年3月18日（月）	募集開始
令和6年3月29日（金）	募集締切
令和6年3月下旬	書類審査
令和6年4月1日（月）	採択事業の決定、関係団体に通知 補助金交付決定通知
	補助事業完了後30日以内に実績報告
令和7年3月末まで	市から補助金交付（概算払の場合を除く）

【新規事業の場合】

令和6年4月1日（月）	募集開始
令和6年4月12日（金）	募集締切
令和6年4月下旬	書類審査
令和6年5月上旬	採択事業の決定、関係団体に通知 補助金交付決定通知
	補助事業完了後30日以内に実績報告
令和7年3月末まで	市から補助金交付（概算払の場合を除く）

【参考様式1】

自治会 まちのえき

COMMUNITY STATION

<p>■捨てる</p> <p>あなたにとってのごみは誰かにとっての宝物になるかもしれない</p> 	<p>■飲む・食べる</p> <p>形態は様々 飲食店のかたち</p>  <p>■読む</p> <p>まちの小さな図書室</p> 	<p>■売る・買う</p> <p>となりの畠で採れた野菜も手づくりの編み物も持ち寄れば立派なマーケット</p> 	<p>■遊ぶ</p> <p>誰もが自由に参加できる遊び場</p> 	<p>■自由記入</p> 
<p>■測る</p> <p>健康への第一歩 まちかどの保健室</p> 	<p>■運動する</p> <p>みんなで元気な身体づくり</p> 	<p>■創る</p> <p>修理が得意なおっちゃんとたくさんの工具が集まればそこはまちの工場</p> 	<p>■働く</p> <p>ご近所さんとシェアオフィス</p>  <p>■奏てる</p> <p>暮らしの中の音楽祭</p> 	<p>■移動する</p> <p>ちょっとそこまで 小さな移動の発着場</p> 
<p>■耕す</p> <p>みんなで「農」を営む</p> 		<p>■学ぶ</p> <p>ご近所先生から学ぶ</p> 		